

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月10日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2012

課題番号：21730070

研究課題名（和文） 商取引における共同体・ネットワークの機能と法制度の役割の実証分析

研究課題名（英文） An Empirical Analysis of Function of Networks and Role of Law in Business Transaction

研究代表者

森田 果 (MORITA HATSURU)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40292817

研究成果の概要（和文）：

本研究は、インフォーマルな共同体・ネットワークが商取引において果たす役割を解明し、それを前提とした上での商取引をめぐる法制度設計のあり方を実証的に分析するものである。すなわち、メンバー相互間の取引関係のみならず、その組織ガバナンス、外部者との間の取引関係がどのようなメカニズムに基づいて形成されているかを解明し、なぜ取引当事者が共同体・ネットワークを利用するのかを、理論的な分析のみならず、実証分析をも併用することによって解明することを試みた。

研究成果の概要（英文）：

This research project has tried to analyze empirically the role of informal communities and networks in commercial transactions and the desirable legal arrangement. I have analyzed the mechanisms of organizational governance of communities and networks, inter-network relationships, and intra-network relationships; this analysis has shown the reason why commercial people tend to employ informal communities and networks.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：商法，実証分析，商取引，共同体，ソフトロー

1. 研究開始当初の背景

本研究に関連する国内の研究動向としてはまず、東京大学におけるソフトロー研究が挙げられる。ソフトロー研究も本研究も、フォーマルな法制度ではないシステムに着目している点では共通しているし、応募者は、これまでも東京大学ソフトローCOEの研究會・シンポジウムにおいて参加・報告を行い、ソフトロー研究と積極的な連携を図ってきた。もっとも、本研究は、①分析対象をより

具体的な共同体やネットワークに限定している点、②（法）ルール（ソフト「ロー」）より社会の実態に近い部分へのアプローチを目指している点で、ソフトロー研究と異なっている。

国外においても、慣習・規範・その他の情報ネットワークといったインフォーマルな社会制度が、法制度といかに協働して望ましい社会秩序を実現しうるかについての研究が米国を中心に活発に展開されている。特に、

応募者が 2004 年から 2 年間在外研究を行った米国シカゴ大学ロースクールは、インフォーマルな社会制度と法制度の関係についての研究の中心地の一つであり、Bernstein 教授や Posner 教授らによる研究に、応募者は大きな影響を受けた。

そして、本研究は、応募者のこれまでの研究成果の発展として位置付けられる。応募者は、『信頼』と法の機能』(H15 年科研費若手研究)「商取引・会社実務における慣習・規範の実証研究」(H18 年科研費若手研究)において、インフォーマルなメカニズムの解明に取り組んできた。本研究は、これらの成果を受け、インフォーマルなメカニズムのうちで特に重要な役割を果たしている共同体・ネットワークに焦点を絞って分析を深化させるものである。

研究手法という点でも、応募者のこれまでの研究手法を発展させるものとなっている。実証分析が主流である米国の法学と異なり、わが国の法学においては、実証分析が援用されることは少ない。かかる状況の中で、応募者は、早くから実証分析の重要性を主張し、しかもそれを実践してきた。本研究は、これらの分析手法を実践・展開していくものとなる。

2. 研究の目的

現実世界の商取引の相当部分は、書面による契約や法ルールに依拠せずに暗黙の合意・慣習の下で展開される。応募者は、インフォーマルな慣習・規範が現実に果たす役割の大きさに着目してそのメカニズムの解明に取り組み、その多くは地域的ないし同業者間共同体や情報ネットワークとして活動していることを明らかにしてきた。本研究は、従来の研究成果を展開し、インフォーマルな共同体・ネットワークが商取引において果たす役割を解明し、それを前提とした上での商取引をめぐる法制度設計のあり方を実証的に分析するものである。

具体的には、事業協同組合など同業者間共同体のみならず、商店街など地域的な関係に基づく共同体や近時各地で発生している地域的 SNS のようなオンライン上のネットワークをも分析対象とする。そして、メンバー相互間の取引関係のみならず、その組織ガバナンス、外部者との間の取引関係がどのようなメカニズムに基づいて形成されているかを解明し、なぜ取引当事者が共同体・ネットワークを利用するのかを明らかにする。その上で、①共同体・ネットワークにおける紛争を、共同体の自生的な内部メカニズムと外部の法制度とのいずれによって解決を図った方が望ましいのか、②インフォーマルなメカニズムとフォーマルな法制度とが、相互に協働しつつ望ましい結果を実現できるようにす

るためには、どのような法制度設計が必要なのか、等の問題に回答を与えることを目指す。

以上のような目的を実現するために、本研究計画は、理論的な分析を行うだけでなく、実証分析をも併用することによって、インフォーマルなシステムの機能を解明することを試みる。すなわち、理論面では、経済学・社会学・心理学といった社会科学の隣接諸部門の手法を活用することで、インフォーマルな共同体・ネットワークの果たす機能について理論モデルの提示を行う。しかし、理論モデルは、複雑な現実の一側面を切り取ったものに過ぎないから、モデルが現実をどれだけ解明できているのか否かは、実証分析によって決定せざるを得ない。そこで、本研究計画においては、特定少数の相手方への聞き取り調査等を通じた定性的な実証分析と、広範なデータに基づき統計的な分析を行う定量的な実証分析とを併用することで、理論モデルの検証を行う。

3. 研究の方法

本研究の目的は、現実世界の商取引において重要な役割を果たしている共同体・情報ネットワークのメカニズムを明らかにした上で、法制度がいかなる役割を果たしうるのかについて、理論的・実証的な分析を行うことにある。かかる研究目的の実現のためには、比較法は無力であり、わが国の現実そのものを分析する必要がある。そこで、理論的分析の段階では、法学以外の経済学・社会学・心理学などの他社会科学の分析ツールを援用することで、共同体・情報ネットワークのメカニズムについての理論モデルの構築を図る。そして、得られた様々な理論モデルの現実との適合性を検証するために行われる実証分析を行う段階では、Stata・Rなどの統計ソフトによって処理する定量的な分析作業を行う。

4. 研究成果

本研究は、インフォーマルな共同体・ネットワークが商取引において果たす役割を解明し、それを前提とした上での商取引をめぐる法制度設計のあり方を実証的に分析するものである。すなわち、メンバー相互間の取引関係のみならず、その組織ガバナンス、外部者との間の取引関係がどのようなメカニズムに基づいて形成されているかを解明し、なぜ取引当事者が共同体・ネットワークを利用するのかを、理論的な分析のみならず、実証分析をも併用することによって解明することを試みることを目的としている。

まず、後掲の雑誌論文 12 において、インターネット上の共同体形成を通じたファイナンスを実現している maneo に対してインタビューを実施し、その実態について実証的に

明らかにした上で、そのような共同体がどのように活用されており、当事者がどのようなインセンティブを持って取引に参加しているのかについて理論的に解明し、法ルールのあり方について論じた。ソーシャル・レンディングの理論的・実証的研究はこれまでになく、これは画期的な業績である。次に、後掲の図書1において、17世紀の海賊という自生的に成立したビジネス組織・共同体のメカニズムの分析を行った。この私的秩序にかんする分析は、現代の営利法人のコーポレート・ガバナンス議論にも通じるものである。

また、実証分析の現実的な利用については、後掲の雑誌論文11は、テキスト分析という実証分析手法をわが国の法学において初めて採用した斬新な研究であり、雑誌論文10は、実証分析を使って婚姻共同体の形成のされ方を分析したものとされる。

他方で、2011年に発生した東日本大震災を契機に、本研究は、大震災に関連する共同体や実証分析についての研究にも立ち入るようになった。後掲の雑誌論文8および9は、東日本大震災に伴って発生した福島第一原発事故に伴う放射能汚染をめぐる損害賠償や費用便益分析のあり方について、実証分析の手法の一つを以下に活用すべきかを論じたものであり、その英語版は、国際的な社会科学系論文サイト SSRN のカテゴリ Other Nuclear Energy において、ダウンロード数が世界第9位という高位にランクインしている。この論文については、米国ノースウエスタン大学における後掲の学会報告4においても、報告されている。また、雑誌論文3、および、学会報告1・5は、福島原発事故とそれに伴う被害者救済・東京電力の処理についてさまざまな角度から分析を行ったもので、やはり国際会議における発信がなされている。

さらに、本研究においては、実証分析の手法についてもブラッシュアップを重ね、後掲の雑誌論文1・2・4・5・6・7に見られるように、実証分析の手法そのもの、また、実証分析手法の具体的な応用について数々の研究成果を公表し、法学に対してインパクトを与えることができた。本研究で得られたこのような成果を、今後の研究においても十分に活用していく計画である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

1. 森田果, 「民法教科書総選挙」, 新世代法政策学研究, 査読無, 2013年, 19号, 109-148頁
2. 森田果, 「法律家のための実証分析入門第

17回 人類補完計画——マッチング」, 法学セミナー, 査読無, 2012年, 697号, 39-43頁

3. Hatsuru Morita, "Rescuing Victims and Rescuing TEPCO: A Legal and Political Analysis of the TEPCO Bailout", Zeitschrift fuer Japanisches Recht, 査読有, no. 34, 2012, pp. 23-41

4. 森田果, 「法律家のための実証分析入門第16回 あんなのただの飾りです 偉い人にはそれが分からんのですよ——因果効果の推定」, 法学セミナー, 査読無, 2012年, 696号, 32-37頁

5. 森田果, 「法律家のための実証分析入門第14回 B'zより Perfume——目的変数が三択以上だったら」, 法学セミナー, 査読無, 2012年, 694号, 33-37頁

6. 森田果, 「ATE on Untreated」, 金融商事判例, 査読無, 1408号, 2012年, 1-1頁

7. 森田果, 「法律家のための実証分析入門第1回 これからの「実証」の話をしよう」, 法学セミナー, 査読無, 2011年, 681号, 42-47頁

8. 森田果, 「放射能汚染による損害賠償におけるヘドニック・アプローチ (下)」, NBL, 査読有, 2011年, 966号, 69-76頁

9. 森田果, 「放射能汚染による損害賠償におけるヘドニック・アプローチ (上)」, NBL, 査読有, 2011年, 965号, 28-37頁

10. Hatsuru Morita, "Can You Live on a Prayer?: An Empirical Analysis of a Marriage Market in Japan", GEMC journal, 査読無, vol. 4, 2011, pp. 86-97

11. 森田果, 「日本航空の事業再生と株主の地位——法・メディア・政治——」, ジュリスト, 査読有, 1401号, 2010年, 29-37頁

12. 森田果, 「ソーシャル・レンディングの機能——maneoの事例を題材に——」, GEMC journal, 査読無, 3号, 2010年, 50-71頁

[学会発表] (計5件)

1. Hatsuru Morita, "Rescuing Victims and Rescuing TEPCO: A Legal and Political Analysis of the TEPCO Bailout", Third East Asian Law and Society Conference, 2013年3月22日～23日, Shanghai Jiaotong University (China)

2. Hatsuru Morita, "Measuring the effect of consumer regulation change: a case of university enrollment fee in Japan", Workshop 'Disaster Management and Japanese Law', 2013年2月9日, Tohoku Law School

3. Hatsuru Morita, "Measuring the effect of consumer regulation change: a case of university enrollment fee in Japan", 国際研究集会「計量・数理政治学のフロンティ

ア」, 2013年1月5日～6日, 学習院大学
4. Hatsuru Morita, "Measuring radiation contamination damages of Fukushima accident", 'Workshop on Research Design for Causal Inference', 2012年8月6日～10日, Northwestern University (US)
5. Hatsuru Morita, "Rescuing the Fukushima Victims and Rescuing TEPCO: A Legal and Political Analysis", 'Socio-Legal Norms in Preventing and Managing Disasters in Japan: Asia-Pacific and Interdisciplinary Perspectives', 2012年3月1日, Sydney Law School (Australia)

〔図書〕(計1件)

1. 森田果, 株式会社商事法務, 「海賊の掟—Captain Jack Sparrowとその愉快的仲間たち」『関俊彦先生古稀記念論文集 変革期の企業法』, 2011年, 661-698頁(総712頁)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森田 果 (MORITA HATSURU)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 40292817

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: